

田川市国民健康保険  
に加入している人は

8月1日から

国民健康保険証などが新しくなります



### 国民健康保険証

現在使っている保険証（桃色）が使用でき  
るのは、令和2年7月31日（金）までです。  
現在使っている保険証（桃色）は8月になっ  
てから処分してください。

8月1日（土）からの新しい保険証（薄緑  
色）は、7月28日（火）までに簡易書留で自宅  
に郵送します。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

●対象 国民健康保険に加入している人（申  
請が必要です）

※70歳以上の人の場合は、判定区分によつて  
申請の必要がない場合があります。詳しく  
は問い合わせください。

◎新規の申請は随時受け付けています。  
◎現在交付されている「国民健康保険限度額  
適用・標準負担額減額認定証」、「国民健康  
保険限度額適用認定証」の有効期間は7月  
31日（金）です。8月以降も交付が必要な場  
合は、8月3日（月）から31日（月）までの間  
に申請してください。

## 国民健康 保険制度

職場の健康保険に加入して  
いる人や生活保護を受けて  
いる人などを除くすべての  
人が、国民健康保険の加入  
者（被保険者）です。



### 田川市国民健康保険に加入するとき

#### 「手続きに必要なもの」

職場の健康保険をやめたとき

健康保険の資格喪失証明書、印鑑

田川市に転入してきたとき

印鑑

子どもが生まれたとき

印鑑、保険証

生活保護を受けなくなったとき

生活保護廃止証明書、印鑑

※別世帯の人が届け出るときは、委任状と委  
任された人の顔写真付きの身分証明（運転  
免許証、パスポート、マイナンバーカード  
など）が必要です。

### 【注意!!】

国民健康保険に加入するときや国民健康保  
険をやめるときは、必ず14日以内に届出が必  
要です。加入の届け出が遅れた場合には、そ  
の遅れた期間の保険料は最高3年間さかのぼ  
って支払うことになり、その期間の医療費は  
全額自己負担です。また、資格を喪失する届

※土日祝日は除きます。なお、申請が遅れる  
と継続して認定できません。

◎医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担  
額減額認定証」または「限度額適用認定証」  
を見せると、医療費の支払いが1か月の自  
己負担限度額までになります。入院の場合、  
住民税非課税世帯は食事代も減額されます。  
◎過去にさかのぼって減額することはできま  
せん。入院などで医療費が高額になった場  
合はその月末までに、医療費が高額になり  
そうな場合は早めに申請してください。

### 「手続きに必要なもの」

●国民健康保険証

●印鑑（シャチハタ印不可）

●1年以内に91日以上入院した人は、入院日  
数を確認できるもの

※世帯主と国民健康保険に加入している世帯  
全員が住民税非課税の場合に限ります。  
令和2年1月2日以降に転入した人は、前  
の住所地における所得証明書、住民税課  
税・非課税証明書などが必要な場合があります。

け出が遅れた場合には、過料を支払わなけれ  
ばならない場合があります。

### 退職したとき

75歳未満の人が退職した場合には、次の3  
つの選択肢があります。

- ① 家族が勤めている事業所などの健康保険の  
扶養に入る
  - ② 今までの健康保険を「任意継続」する
  - ③ 国民健康保険に加入する
- いずれを選択した場合も、75歳になれば後  
期高齢者医療に移行します。

### 病院などの保険医療機関で 受診するとき

保険証を提示することで、年齢などに応じ  
た負担割合を支払うだけで、次のような医療  
を受けることができます。

- ① 診察②治療③薬や注射などの処置④入院  
（入院時の食事代は別途負担）

### 【注意!!】

◎保険の給付の対象とならないものや給付が  
制限される場合があります。  
◎人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整  
形などは保険の対象外です。  
◎大病院（特定機能病院※や一般病床200  
床以上の地域医療支援病院）に紹介状なし  
で受診した場合、定額  
（医科初診の場合は5  
千円以上）の特別な料  
金（保険対象外）を診  
察料とは別に必ず支払  
うこととなります。



### 高額療養費

田川市国民健康保険に加入している人は  
申請すると医療費が戻ります

1か月間（初日から月末まで）に支払った医療費が一定の額を  
超えた場合、申請して認められると限度額を超えた金額が後から  
払い戻されます。ただし、入院時の食事代や部屋代など保険の  
適用とならない支払いは対象となりません。

### 【手続きに必要なもの】

- 国民健康保険証
- 世帯主の印鑑
- 領収書
- 世帯主名義の預金通帳



### はり師・きゅう師による 施術を受けるとき

※特定機能病院・厚生労働省の承認を得た、  
高度の医療を提供する能力を有するなど特  
別な機能を担うことが出来る病院

医師による適当な治療手段がなく、はり・  
きゅうの施術を受けることを認める「医師の  
同意書」がある場合は、施術所に保険証を提  
示することで、健康保険が適用される治療を  
受けることができます。事前  
に施術所へ確認が必要です）

医療機関で同一の傷病に対する治療を受け  
た場合には、はり・きゅうの施術は、健康保  
険の対象となりません。

※物療助成として受診券を交付している施術  
は、健康保険の対象と  
ならないため、医師の  
同意書は必要ありませ  
ん。物療助成は、疾病  
予防対策として、田川  
市国民健康保険の指定  
の施術所での施術に対  
し一定額の助成を行う  
ものです。  
※詳しくは問い合わせく  
ださい。



手続きをするところ・  
問い合わせ  
市役所1階 11・12・13番窓口  
市民課保険係 ☎85-7140